

県の森林環境税の今後のあり方について（案）

第5期に向けた検討課題

- 県の森林環境税は、全国に先駆けて平成15年度に導入し、5年ごとに延長しており、現在は第4期目の課税期間中、令和4年度に現在の課税期間が終了するため、今後のあり方について検討を行う必要
- 森林環境譲与税の譲与額の前倒し増額や脱炭素の取組の推進など、県の森林環境税を取り巻く情勢の変化を踏まえた検討が必要

森林環境税の今後の方向性

- 「県民のだれもが享受している森林の公益的機能の低下を予防し、県民の理解と協力のもと、森林環境の保全に取り組む」必要性はますます高まっており、また、森林保全を通じたカーボンニュートラルの取組など新たな課題に対応するためにも、県の森林環境税を活用した取組を継続

森林環境税の使途の整理

- R元年12月の国の通知を踏まえ、森林環境税の使途を整理すると以下のとおり
R元年6月補正時（森林環境譲与税基金創設時）における整理

		譲与税		県版森林環境税
		(市町村)	(県)	
(ア) 森林整備	森林経営管理制度に基づく事業	○	—	—
	上記に係る市町村支援	—	○	—
	森林経営管理制度とは対象を異にする森林の整備	—	—	○
(イ) の森林促進整備	森林経営管理制度を前提とした人材育成等	○	—	—
	上記に係る市町村支援	—	○	—
	その他の事業（普及啓発や木材利用促進等）	△(※1)	△(※1)	○
シカ被害対策				○

(R1.7月・R3.7月森林環境保全基金運営委員会資料)

(※1)制度上は充当が可能だが、譲与税だけでは十分な財源を確保できないため、県税を充当

R元年12月の国の通知を踏まえたR5～R9（次期森林環境税）における整理

		譲与税		県版森林環境税
		(市町村)	(県)	
(ア) 森林整備	森林経営管理制度に基づく事業	○	—	—
	上記に係る市町村支援	—	○	—
	森林経営管理制度とは対象を異にする森林の整備	△(※2)	—	△(※3)
(イ) の森林促進整備	森林経営管理制度を前提とした人材育成等	○	—	—
	上記に係る市町村支援	—	○	—
	その他の事業（普及啓発や木材利用促進等）	△	△	○
シカ被害対策				○

(※2)国の通知(R元年12月)により、国の補助事業への上乗せによる間伐事業等にも活用可能となったため

(※3)地方財政措置（特交）が講じられており、森林環境譲与税の使途として想定されていない森林の整備（森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業による里山林整備）

今後のスケジュール

- R4年度の検討に係るスケジュール

- ・ 4月～ 今後の方向性に関する庁内協議
- ・ 8月 県民世論調査・企業アンケート
- ・ 10月 今後の方向性に関するパブリックコメント
- ・ 12月 今後の方向性に関する報告書の議会報告

適宜、森林環境保全基金運営委員会にその進捗を報告し、ご意見を聴取

他県の状況

- 令和3年度に課税期限を迎える9県は全て、税額や課税期間を変更せずそのまま延長